三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年十月七日
農林水産大臣　山本　有二
一　保安林の所在場所　兵庫県丹波市市島町乙河内字萩原一〇七七の一、字勘大次二〇〇一の二、二〇〇一の三、二〇〇四の一、二〇〇四の二、二〇〇五から二〇一一まで、二〇〇五の一、二〇一〇の一から二〇一〇の四まで、二〇一〇の七、二〇一三から二〇一五まで、二〇一七の一から二〇一七の三まで、二〇一八から二〇二四まで、二〇一九の一、二〇二六から二〇三一まで、二〇三〇の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字勘大次二〇〇六・二〇一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇〇五、二〇〇五の一、二〇一一、二〇一五、二〇一七の一から二〇一七の三まで、二〇二四、二〇二六
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年十月七日
農林水産大臣　山本　有二
一　保安林の所在場所　兵庫県丹波市市島町下鴨阪字上ノ山一〇二二の一・一〇二三の二・一〇二四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇二〇、一〇二一の一から一〇二一の四まで、一〇二二の二、一〇二三の一、一〇二四の二、一〇二四の三、一〇二五の一から一〇二五の三まで、一〇二五の五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字上ノ山一〇二〇・一〇二五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年十月七日
農林水産大臣　山本　有二
一　保安林の所在場所　兵庫県丹波市氷上町香良字エンゾ谷二一二三から二一二五まで、二一二六の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字エンゾ谷二一二三から二一二五まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二一二六の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年十月七日
農林水産大臣　山本　有二
一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市下鶴井字倉谷一二五六（次の図に示す部分に限る。）、一二三六から一二五三まで、一二五七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字倉谷一二三八・一二三九・一二五六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年十月七日
農林水産大臣　山本　有二
一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町鱒渕八三六、八三八の一、八三八の二、八七五の一、三三八〇、三三八〇の三、三三八〇の四、三三八三の一、三三八五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）